

スマリボ特約

第1条（総則）

1. 本特約は、セブンカード会員規約（個人用）（以下「会員規約」という。）第21条第2項第1号に基づき、会員が全てのショッピング利用代金の支払いをショッピングリボ払いとする場合のサービス内容および利用条件等を定めるものです。なお、本特約において特に定義のない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。
2. 本特約と会員規約その他の付随規定（以下「会員規約等」という。）との間に内容の相違がある場合、本特約が優先して適用されます。本特約に定めのない事項については、会員規約等が適用されます。

第2条（定義）

1. 本サービスとは、会員規約第21条第2項第1号に基づき、会員の全てのショッピング利用代金の支払いをショッピングリボ払いとするサービスであって、その名称を「スマリボ」とするものをいいます。ただし、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものには本特約は適用されません。
2. 利用者とは、次条に基づき、本サービスの利用登録が完了した会員をいいます。

第3条（利用登録）

1. 本サービスの利用を希望する会員は、本特約を承認の上、当社所定の方法により、当社に本サービスの利用を申し込むものとします。
2. 当社は、前項の当該会員の申し込みを承諾した場合に、本サービスの利用登録を行うものとし、この利用登録により当該会員は利用者として本サービスを利用することができるものとします。

第4条（本サービスの内容）

- 本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、一部の利用者については提供を受けることができるサービスに制限がある場合があります。
- (1) 本サービスの利用登録を受けている間、利用者が会員規約第21条第1項に基づき、ショッピング利用代金の支払区分をショッピング1回払いに指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は本特約の適用される範囲において、全てショッピングリボ払いとなります。
 - (2) 本サービスの利用登録を受けている間、適用される機能別利用可能枠は、会員規約第15条第1項第2号に定める「ショッピングリボ払い利用可能枠」となります。
 - (3) 前各号にかかわらず、利用者のショッピング利用金額が利用者のショッピングリボ払い利用可能枠を超えることとなった場合、当該利用可能枠を超過した利用分については、会員規約第21条第1項第1号なお書きに準じ、利用者がショッピング1回払いを指定したものとしてお支払いいただくものとします。
 - (4) 本サービスの支払方法は会員規約第23条第1項及び本特約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に定めるとおりです。
 - (5) 利用者は、本サービスの利用登録がなされている間、別途当社が定める条件を充たした場合には、別途当社が定める内容の優遇サービスを受けることができます。

第5条（本サービスの利用方法）

- 利用者は、本サービスを利用する場合には、ショッピング利用をするに当たって、ショッピング1回払いを指定するものとします。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払い以外の支払区分を指定した場合、本サービスの適用は受けず、当該指定に基づき会員規約等が適用されるものとします。

第6条（利用登録の抹消）

1. 利用者は、当社が定める方法で本サービスの解除を申し出ることにより、利用登録を抹消することができます。
2. 当社は、(1) 利用者が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、(2) 利用者が本特約または会員規約等に違反したとき、(3) 利用者のショッピングリボ払い利用可能枠が0円となったとき、(4) その他利用者のカード利用状況または信用状況等に照らして、本サービスの利用が適当でないと判断した場合には、当該利用者の利用登録を抹消することができます。
3. 前二項に基づき利用登録が抹消された場合、会員は以後、利用者ではなくなり、本サービスを利用することはできません。この場合、会員がその後利用したショッピング利用については、本特約は適用されず、会員規約等のみが適用されます。
4. 第1項または第2項に基づき利用登録が抹消された場合であっても、利用登録期間中のショッピング利用については本特約が適用されます。

第7条（本サービスの終了）

- 当社は、営業上その他の理由により、本サービスを終了することができるものとします。この場合、当社は本サービス終了予定日の6ヶ月前までに利用者に周知します。本サービスが終了した場合、前条第3項および第4項が準用されます。

第8条（本特約の改定）

- 当社は、営業上その他の理由により、本特約を合理的範囲内において変更することができるものとします。この場合、当社は、利用者に対して本サービスの内容を変更する旨、変更後の本サービス内容及びその効力発生時期をあらかじめ周知するものとします。

第9条（「支払い名人」からの移行）

1. 「旧サービス」とは、本特約の効力発生前において、当社が会員規約第21条第2項第1号に基づき提供する、会員がショッピング利用代金の支払いをすべてショッピングリボ払いとするために必要となるサービスであってその名称を「支払い名人」とするものをいいます。
2. 当社が別途定める移行日（以下「移行日」という）をもって旧サービスを終了します。会員は、移行日後は旧サービスを利用することができなくなるものとします。
3. 従来旧サービスを利用されていた会員のうち、会員規約第21条第2項第1号に基づくサービスの提供を引き続き希望される方（移行日前日までに本サービスの適用について異議を申立てなかった方を含む。）については、本特約第3条1項の申込みがあったものとみなし、これを当社が承諾した場合、当社は、前項に定める移行日をもって、同条2項に基づく本サービスの利用登録を行うものとします。
4. 前項の場合、本特約第4条第1項第4号にかかわらず、本サービスの支払いコースは、本特約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち、移行日前に旧サービスにおいて当該会員に対して適用されている支払いコースとなります。当社は、いずれの支払いコースが移行日後に適用されるかについて、利用者に個別に通知するものとします。また、利用者は、移行日以降、会員規約等に基づき、会員専用WEBサービスまたはカードご利用代金明細書によって、いずれの支払いコースが適用されるかを確認することができるものとします。

〈ショッピングリボ払いのご案内〉

1. 毎月のお支払元金

		締切日（毎月 15 日）のご利用残高				
		10 万円 以下	10 万円超 50 万円以下	50 万円超 100 万円以下	100 万円超	
お 支 払 コ ー ス	全額コース		締切日（毎月 15 日）のご利用残高全額			
	定額コース		ご指定の金額（5 千円以上 1 千円単位）			
	残高	ゆとりコース	5 千円	1 万円	1 万 5 千円	2 万円
	スライド	標準コース	1 万円	10 万円超 10 万円ごとに 1 万円加算		
	コース	短期コース	2 万円	10 万円超 10 万円ごとに 2 万円加算		

※ご指定のない場合は定額コース 1 万円とさせていただきます。

※スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのみ選択可能です。

2. ショッピングリボ払い手数料（以下、本ご案内において「手数料」といいます。）の手数料率

実質年率 15.00%

3. 手数料の計算方法

(1) 締切日（毎月 15 日）時点のご利用残高に、手数料率を乗じて算出します。

算出した金額の小数点以下は切捨てます。

(2) 初回のご請求：締切日の翌日（16 日）から翌月お支払日（10 日*）までの日割計算

2 回目以降のご請求：前回お支払日の翌日から今回お支払日までの日割計算

*10 日が金融機関休業日となる場合は、実際のお支払日までの日数で算出します。

※手数料率は、1 年 365 日（うるう年は 366 日）による日割計算となります。

4. お支払例（定額コース 1 万円の方が 6 月 30 日に 7 万円をご利用の場合）

(1) 初回（8 月 10 日のお支払い）

①お支払元金 10,000 円

②手数料 747 円（7 万円×15.00%×26 日÷365 日）

③8 月 10 日の弁済金 10,747 円（①+②）

(2) 2 回目（9 月 10 日のお支払い）

①お支払元金 10,000 円

②手数料 764 円（6 万円×15.00%×31 日÷365 日）

③9 月 10 日の弁済金 10,764 円（①+②）

(3) 3 回目以降の手数料および弁済金は、2 回目と同様の計算方法により算出します。